

赤堤コミュニティーサッカークラブ禁煙ポリシー

禁煙ポリシー骨子

赤堤コミュニティーサッカークラブ(以下当クラブ)は、サッカースポーツを通じて少年少女の健康な身体と精神を養う援助を行うとともに、社会ルールを守り、他人に迷惑をかけず、他人への思いやりの気持ちをもつことなどを目的に設立され活動しています。

当クラブでは、少年少女の健全育成のため指導者、チーム関係者、保護者はひとつになって健康増進法の施行とともにこれまでも禁煙に取り組んできました。

こうした中、喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まっています。喫煙によるたばこの煙は自らの意思とは関係なく、周りの子ども・指導者・保護者の健康状態も著しく低下させます。(受動喫煙と定義されています)

当クラブ運営は全ての人の健康を守るため受動喫煙の解消に取り組むことにします。

さらに大事なことは将来を担う子ども達に喫煙による身体への影響を教えていかなければなりません。

子どもの喫煙の動機は「好奇心」「何となく」が多く身近にいる保護者や指導者などの喫煙と密接な関係があります。

喫煙は依存症という病気で、子どもの頃からの喫煙防止教育が大切だと指摘されています。子ども達に喫煙は心身に様々な影響を与え健康を損なう原因となることを教えるとともに、子ども達の将来と健康のために当クラブがひとつになって喫煙問題に取り組むことにします。

当クラブのみんなが健全で地域社会に貢献できるよう「赤堤コミュニティーサッカークラブの禁煙ポリシー」をここに策定し、当クラブの運営に関わる役員・指導者・保護者それに子どもたちが連携を取り合って実施することとします。

・実施行動

- 1・練習時間・試合中のグラウンド・学校では全て禁煙。
サッカー連盟・少年サッカー指導要領に《指導者としての喫煙の排除》を規定。
これまでも喫煙で指導を受けている。今後は連盟より大会出場辞退勧告などの措置を受ける可能性も否定できない。子どもたちへの影響回避。
健康増進法でも学校・体育館・集会場それに屋外競技場などでは受動喫煙を防止するための措置を講じることが求められている。
コーチ他クラブ関係者の喫煙についてはグラウンド内外を問わず、選手の目の届く所での喫煙については原則禁止。選手、子供たちへの影響回避の為に、成人は模範となるべく各自徹底する。
- 2・未成年クラブ指導者および当クラブに関わる未成年者の喫煙は一切認めない。
法令順守・未成年者の喫煙は法律で禁止。
- 3・クラブ内外問わず喫煙防止教育・受動喫煙防止に積極的に取り組む。
禁煙問題へ取り組みはクラブの危機管理上極めて重要。

・目標。

平成18年4月1日から赤堤コミュニティーサッカークラブの禁煙ポリシーの実施に取り組む。いま大人が出来ることをみんなで考え実行しましょう。

以上赤堤コミュニティーサッカークラブ禁煙ポリシーへのご理解とご協力を
よろしくお願い申し上げます。